

学校検診における校医帯同看護師に対する手当等支給要綱

神戸市教育委員会健康教育課

1 趣旨

学校検診を円滑に実施するため、学校検診（定期健康診断）時に学校医及び検診医（以下「学校医等」という。）に帯同し、業務を補助する看護師、准看護師、歯科衛生士及びこれに準ずるもの（以下「看護師等」という。）に対し、この要綱に基づいて手当を支給する。

2 支給対象

支給対象は、次のとおりとする。

但し、健康教育課長が必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 対象校及び支給内容

1時間を利用単位とする。

各検診を通算した年度内の利用時間の上限は、市立学校各校種とも、当該年度5月1日現在の児童・生徒の数（以下「児童数」という。）により、次に挙げる基準とする。

なお、1人あたりの出務時間は、1日につき6時間を上限とし、各学校長が決定する。

また、各学校の事情により利用時間が基準を超過する場合は、健康教育課と各学校長で個別に協議する。

- | | |
|------------------|--------|
| ①児童数が1,200人以上の学校 | 40時間以内 |
| ②児童数が800人以上の学校 | 30時間以内 |
| ③児童数が600人以上の学校 | 20時間以内 |
| ④児童数が300人以上の学校 | 10時間以内 |
| ⑤児童数が300人未満の学校 | 6時間以内 |

(2) 対象検診

検診時に多数の器具や手数を要する耳鼻科検診及び歯科検診

(3) 対象者

看護師等

3 支給額等

(1) 1時間あたりの支給額

1,606円

(2) 支給方法

各学校長からの報告に基づき、看護師等の口座に直接振り込む。

4 業務の範囲

(1) 看護師等は、学校医等の指示に基づき、学校検診の円滑な実施に必要な職務を掌る。

(2) 各学校長と学校医等は、看護師等の職務分担について事前に十分な調整を行わなければならない。

5 業務終了報告

各学校長は、当該学校検診終了後、学期ごとに速やかに実績報告書兼口座振替依頼書を作成し、健康教育課長まで提出するものとする。

附則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。